

平成 29 年第 4 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

- 1 招集年月日 平成 29 年 6 月 8 日（木）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成 29 年 6 月 15 日（木）（午前 9 時 00 分）
- 4 出席議員 （13 名）

1 番 中村 長男	2 番 山口 和宏	3 番 竹内 正毅
4 番 中西 友子	5 番 前川さおり	6 番 小林 豊
7 番 井上 容子	8 番 北川 雅紀	9 番 北 守
10 番 坪井 信義	11 番 中瀬 信之	12 番 風口 尚
13 番 奥川 直人		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 小林 一雄	教 育 長 田間 宏紀
会計管理者 藤川 健	総合戦略課長 林 裕紀	総務課長 中村 元紀
税務住民課長 北岡 明	生活福祉課長 西野 公啓	産業振興課長 中世古憲司
建設課長 東 博明	教育事務局長 中西 元	上下水道課長 中西 豊
病院老健事務局長 田村 優		
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 田畑 良和 同書記 宮本 尚美 同書記 上村 文彦
- 8 議事日程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第 36 号 玉城町空家等対策の推進に関する条例の制定について（討論・採決）
 - 第 3 議案第 37 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 4 議案第 38 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
 - 第 5 議案第 39 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
 - 第 6 議案第 40 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
 - 第 7 議案第 41 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
 - 第 8 発議第 2 号 玉城町議会議員派遣について（追加議案）
 - 第 9 発議第 3 号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

開 会 （午前 9 時 00 分）

◎開会の宣言

- 議長（中瀬 信之） ただいまの、出席議員数は13名で定足数に達しております。
よって、平成29年第4回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中瀬 信之） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって議長において
3番 竹内 正毅 君 4番 中西 友子 君
の2名を指名します。

◎日程第2 上程議案に対する討論・採決

- 議長（中瀬 信之） これから、議事に入ります。議案第36号 玉城町空家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題にします。

ただいま、議題となりました議案については、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会 委員長 北川 雅紀君

- 委員長（北川 雅紀） 議長から、総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、
ただいま、議題となっております議案の審査結果をご報告いたします。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第36号 玉城町空家等対策の推進に関する条例の制定について1件の審査を、同日、午後1時30分から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと、7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、審査結果の報告をいたします。

議案第36号 玉城町空家等対策の推進に関する条例の制定について、委員からいくつかの質問がありました。

まず、「この条例は特別措置法を基本としたのか」の質問に、担当課長から「特別措置法に町独自のものを上乗せした形になっています」との回答。

また、「空家対策の協議会について説明してほしい」の質問に、「計画策定、特定空家の判断、空家の利用活用について協議をいただきます。協議会の詳細については規則で定めることになっており、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士等、学識経験のある方々をお願いしたいと考えています。」との回答でした。

また、「条例作成の手続きについて、まず協議会を立ち上げ、そこで、計画及び条例を協議し作成をしていくと考えるが、今回は、まず、条例作成をしている。一般的にはどうか」の質問に、総務課長から「条例の案件で個別に判断していく必要があると思いま

す。」との回答でした。

また、「第2条の空家等の定義を、他の市町は、長屋とかアパートとか、建築物の文言を入れ、壁や屋根や柱が立っていないものも含めて対象にしてるところがあるが、玉城町は国と同じように建築物と明示し、建物だけを対象にしている。これについてはどうか」との質問に、担当課長から「実際、工作物のみの空き地ということは想定していません。この条例については、空家に特化しています。」との回答でした。

また、特定空家等の定義についての質問で、「この特定空家等の定義は、国の特別措置法による解釈では、防犯という意味が入っていないという解釈ですが、玉城町の条例では防犯を含んでいると言われたが、防犯を含む、という解釈でよいか。」との質問に、条文の『その他周辺の生活環境の保全を図る』こういうところから防犯は含まれていると判断をしています。」との回答でした。

また、玉城町独自の緊急措置についての質問で、「国の特別措置法ではカバーできない緊急的な措置については、町費負担で措置をする覚悟があったうえでの条例か」との質問に、担当課長から、「この件に関し午前中の質疑の答弁内容について訂正の申し出があり、「緊急的な措置を国の特措法の代執行に置き換えて解釈していたが、町が執行する緊急措置については別のものです。」との訂正がありました。「緊急時に係る費用の負担については、原則、所有者から徴収するものであるが、緊急措置をしなければならない事態には、公費で負担する考えです」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。以上で、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号 玉城町空家等対策の推進に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第36号 玉城町空家等対策の推進に関する条例の制定については、

委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（中瀬 信之）次に、日程第3 議案第37号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題にします。

ただいま、議題となりました議案については、教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから、教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 奥川 直人君

○教育民生常任委員会委員長（奥川 直人）議長から 教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま、議題となっております議案の審査結果をご報告いたします。去る6月12日の本会議において本委員会に付託されました、議案第37号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について1件の議案の審査を同日、午後2時10分から、第1委員会室において、町長、副町長および教育長また関係職員の出席のもと、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、審査結果の報告をいたします。

議案第37号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、担当課長から追加説明があり「所得軽減の判定基準額が引上げられ、5割軽減につきましては、26万5000円が27万円に。2割軽減では、48万円が49万円に引上げられました。」との説明ありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、「原案のとおり可決」されました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長報告は「原案可決」です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第37号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

○議長（中瀬 信之）次に、日程第4 議案第38号 平成29年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし、日程第7 議案第41号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

ただいま一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 山口 和宏君

○予算決算常任委員長（山口 和宏）議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る6月12日の本会議において本委員会に付託されました、議案第38号 平成29年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし議案第41号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）4件についての委員会審査を同日午後2時30分から、第1委員会室において、町長、副町長並びに教育長また関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第38号 平成29年度玉城町一般会計補正予算（第1号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第 38 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 38 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 38 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 39 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 39 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第40号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第40号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第41号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第41号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(中瀬 信之) これから、追加議案の審議に入ります。

日程第8 発議第2号 玉城町議会議員の派遣についてを議題にします。

ただいま議題となりました案件につきましては、来る6月28日及び29日の2日間、本町議会議員を視察研修に派遣しようとするものです。

本案は、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、質疑、討論は省略することに決定しました。

これから、発議第2号 玉城町議会議員の派遣についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、発議第2号 玉城町議会議員の派遣については、原案のとおり可決されました。

○議長（中瀬 信之）次に、日程第9 発議第3号 閉会中の継続審査の申し出についてを

議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成29年第4回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶を願います。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）閉会にあたり挨拶を申し上げます。今期定例会に提案のすべての議案について原案承認をいただきました。厚くお礼を申し上げます。また会期中にいただいた貴重なご意見、今後の町政に生かさせていただきたいと思っています。6月の9日の日でもございましたけれども、国におきまして、この2017、今年の地方創生方針が閣議決定をされたわけであります。その中では特に、主に、まちが取り組んでおりますところの「郷土愛の醸成、そして歴史文化の振興それによって、町の魅力の発信をしていくということが盛り込まれておりますので、町としてもいろんなご意見も賜っておりますけど、今取り組んでおります事業の一つひとつ前進をさせていきたいとこんなふうに思っております。今後とも一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（中瀬 信之）閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。会議中は各議員におかれましては真摯に議案に向かって、最終的な決定をいただくこととなりました。お礼を申し上げます。また、今回は空家等条例を含む案件が採択をされ、行政のみなさんにおいては、その条例が住民にとって、わかりやすい活用がで

きるようなことで詳細を詰めていただきたいと思っております。これから、梅雨がですね、今年は空梅雨となっておりますが、過ぎると暑い夏がまいります。議員各位におかれましては、体に十分留意をされて、町政発展のためにご尽力を賜りたいと思います。以上をもって閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

(9時22分 閉会)

